文部科学省

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正の背景について

令和３年６月１７日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

参事官補佐　酒井啓至

目次

1. 中央教育審議会での議論
   - （１）「令和の日本型学校教育」の構築について
   - （２）中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

2. 各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正
   - （１）各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
   - （２）高等学校における「三つの方針」の策定・公表

3. **高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正**
   - （１）通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
   - **（２）サテライト教育施設の教育水準の確保**
   - （３）多様な生徒へのきめ細かな対応
   - （４）主体的な学校運営改善の徹底

3．（２）サテライト教育施設の教育水準の確保

○　現行制度下では、通信制高等学校が展開するサテライト施設については、法令上の位置付けはなく、所轄庁である都道府県の設置認可基準等により一定の教育水準を確保することが求められるが、**そのサテライト施設に求められる教育環境の水準は、所轄する都道府県により差異があるのが現状**。

○　サテライト施設の中には、通信教育における基幹的な部分である面接指導等を実施するものもあるとともに、生徒はその在籍する通信教育について、実施校で受けずとも面接指導等実施施設において完結させることも可能であること等を踏まえれば、そうした**面接指導等を十分に行うために相応しい適切な教育環境は共通に整備されるべき**もの。

○　さらには、面接指導等を実施する施設とは異なり、通信制高等学校と提携して、**添削課題や教材等の生徒への受け渡し、添削課題のサポート等の学習支援活動等を行う施設**も存在

➢　サテライト施設の把握・管理に係る実施校の責任の明確化等

○　サテライト施設における教育活動等の適正な実施に関し、**実施校の責任下にあることを改めて明確化**。

・実地調査や連絡会議等により、**実施校が主体となって適切に把握・管理**。

・各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況について**実施校の責任下で情報を開示**。

○　サテライト施設について、**面接指導等を十分に行うために相応しい最低限の教育環境を共通に確保するため、**その実情に応じながら、実施校と同等の教育環境が備えられることとなるよう、**共通の基準を明確化**。

（※）中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」審議まとめ及び「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」の検討状況をもとに作成。

３．（２）サテライト教育施設の教育水準の確保

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）

第２章　高等学校通信教育の質保証方策

（２）対応方策

②　サテライト施設の教育水準の確保

○　高等学校通信制課程で学ぶ全ての生徒が、いずれの施設でその教育を受けるかにかかわらず、高等学校教育の実施に相応しい教育環境下で受けることができるよう、高等学校通信制課程の教育に係る活動については、実施校とサテライト施設との取決め等に基づき、まずもって実施校の責任として教育水準の確保を図ることが適当である。具体的には、実施校との取決め等に基づき、サテライト施設において実施される面接指導や添削指導のサポート等の活動について、実施校による各サテライト施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、その活動状況を把握・管理するとともに、それらの情報を実施校の責任下で公開することなどが考えられるところ、国においては、ガイドラインの改訂等によりその趣旨を明確化することが必要である。

○　とりわけ面接指導等実施施設については、高等学校通信教育における基幹的な部分である面接指導等を実施する場となるとともに、高等学校通信制課程の生徒について、実施校に登校せずとも、面接指導等実施施設を主たる活動拠点として卒業することも可能であること等を踏まえれば、その実情に応じて、実施校と同等の教育環境が整備されるべきものであると考えられる。

３．（２）サテライト教育施設の教育水準の確保

○　面接指導等実施施設の教育環境の向上に向けては、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第６号）の施行により、平成30年度から面接指導等実施施設は学則の記載事項となったことから、面接指導等実施施設を新たに設置する場合には、私立の高等学校通信制課程にあっては、所轄庁の認可を要するものとなり、所轄庁がその設置状況等を把握することが可能となったところである。一方で、その認可に当たっては、都道府県において面接指導等実施施設を認可するための基準を設けているところもあれば、そうでないところも存在しており、面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準については、所轄する都道府県によって差異が生じているのが現状である。さらには、面接指導等実施施設を設ける場合に認可を行う都道府県は、一義的には、当該面接指導等実施施設を設ける通信制高等学校を所轄する都道府県となっていることから、所轄の都道府県の区域を越えて面接指導等実施施設が設けられる場合には、当該面接指導等実施施設が所在する都道府県の設置認可基準が想定する教育水準と特段の関連性もなく、当該都道府県の区域内での学校教育活動が行われているところである。

３．（２）サテライト教育施設の教育水準の確保

○　こうした現状を踏まえれば、国において、面接指導等実施施設が備えるべき教育環境について、当該施設での面接指導等の実施内容やその規模等に応じながら、実施校と同等の教育環境が整備されるよう、全国共通の教育水準が担保されるために必要な措置を講じることが適当である。その際には、実施校が所轄の都道府県の区域を越えて面接指導等実施施設を設ける場合には、所轄の都道府県の定める設置認可基準のみならず、当該施設が所在する都道府県が定める設置認可基準についても十分踏まえたものとなるような仕組みを検討することが求められる。

○　また、「③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実」において後述するとおり、高等学校通信制課程に在籍する生徒の若年化・多様化が進む中においては、面接指導等を十分に実施することができるような教育環境の整備に取り組むのみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するとともに、生徒の社会性・人間性を育むことができるような教育環境の整備に取り組むことが重要である 。

○　さらには、「④主体的な学校運営改善の徹底」において後述するとおり、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、高等学校通信教育の実施に係る活動状況等の情報の公開を進めていくことを通じて、面接指導等実施施設の設置認可後においても、当該施設が所在する都道府県が、当該施設における活動状況等の把握が可能となることにより、所轄の都道府県と当該施設が所在する都道府県との一層の連携・協力も期待されることになるものと考えられる。

3．（2）サテライト教育施設の教育水準の確保

①サテライト教育施設の法的位置付けの明確化（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育連携協力施設）
第三条　通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、通信教育連携協力施設（当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。
一　面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）
二　生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附帯する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であつて、面接指導等実施施設以外のもの（第十条の二第二項において「学習等支援施設」という。）

サテライト教育施設全般を「通信教育連携協力施設」と新たに定義し、面接指導又は試験等を実施する「面接指導等実施施設」と、面接指導や添削指導のサポート等を実施する「学習等支援施設」を位置付け

３．（２）サテライト教育施設の教育水準の確保

②通信教育連携協力施設の設置及び定員（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育連携協力施設）
第三条　（略）
２　面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。

（通信制の課程の規模）
第四条　［略］
２　実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

３．（２）サテライト教育施設の教育水準の確保

③通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備）

第十条の二　面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

２　学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。

３　実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。

3．（2）サテライト教育施設の教育水準の確保

④他の学校等の施設・設備の使用（高等学校通信教育規程の改正）

（他の学校等の施設及び設備の使用）
第十一条　通信教育連携協力施設の施設及び設備を使用する場合並びに第九条第四項に規定する場合のほか、実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を一時的に使用することができる。

⑤学則記載事項について（学校教育法施行規則の改正）

第四条　[略]
[②]　前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。
一　[略]
二　通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事

3．（２）サテライト教育施設の教育水準の確保

⑥学則の変更について（学校教育法施行規則の改正）

第五条　[略]
[②]　[略]
[③]　高等学校の広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）の通信教育連携協力施設ごとの定員（高等学校通信教育規程第四条第二項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員をいう。）又は私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の定員又は収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第十六条　学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十四条の二第四号の文部科学省令で定める学則の記載事項は、第四条第一項第一号（修業年限に関する事項に限る。）及び第五号並びに同条第二項各号に掲げる事項とする。
[②]　[略]